



(b) 評価

(ア) 環境保全目標

建設機械の稼働に係る大気質の環境保全目標は、表 6.2.28 に示すとおりである。

本事業の実施（建設機械の稼働）が、事業計画地周辺に及ぼす影響について、予測結果を環境保全目標と照らし合わせて評価した。

表 6.2.28 建設機械の稼働に係る大気質の環境保全目標

環境影響要因		環境保全目標
建設 工 事 中	建設機械の稼働	環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排出基準、総量規制基準、規制基準等に適合すること。 大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないこと。

(イ) 評価結果

建設機械の稼働に係る大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質）の予測結果は表 6.2.26～6.2.27 に示したとおりであり、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.040～0.058ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.051～0.061mg/m<sup>3</sup> となり、環境基準（二酸化窒素：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること、浮遊粒子状物質：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であること）を満足する。

さらに、建設機械の稼働にあたっては、以下の対策を行い、建設機械の稼働に係る大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質）が周辺環境に与える影響をできる限り低減する計画とする。

- ・ 工事計画の策定にあたっては、工事実施時点での最新の公害防止技術や工法等の採用等により、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策を検討する。
- ・ 建設工事の実施にあたっては、工事実施時点における最新の国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械を、市場性を考慮して積極的に採用するとともに、良質燃料の使用等により、更なる排出量の削減に努める。
- ・ 工事区域の周囲に必要な応じて万能塀を設置する。
- ・ 建設機械の稼働の分散を図り、工事の平準化、同時稼働のできる限りの回避など適切な施工管理を行う
- ・ アイドリングストップや空ぶかしの防止等について、適切な施工管理及び周知徹底を行う。

以上のことから、本事業による建設機械の稼働が事業計画地周辺の大気質に及ぼす影響は、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮していること、環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排出基準、総量規制基準、規制基準等に適合すること、大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないことから、環境保全目標を満足するものと評価する。